

平成 30 年 7 月 10 日

被保険者 各位

J F E 健康保険組合

## 西日本地区等の豪雨災害への健保対応について ～ ご案内

このたびの災害により被災された加入者の皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

平成30年7月に発生した台風第7号及び前線等に伴う大雨により、内閣府は被災の地域【別紙】に対して災害救助法の適用を決定しました。

これを受けまして、当健保としての対応について以下の内容を実施することと致しましたのでご案内いたします。

### 記

#### 1. 医療機関等に対して被保険者証の提示が出来ない場合

(被保険者証の紛失、家庭に残したまま避難している等の事情がある場合)

○医療機関等の窓口で以下を伝えることで受診可能です。

氏名、生年月日、連絡先(電話番号)、(被保険者が勤務する)事業所の名称、 J F E 健保の加入者である旨

○医療機関等には国から医師会等を通じて連絡がされています。

被保険者証がなくても医療機関の受診が可能なのは「当面の間」となっています。  
できるだけ早いタイミングで被保険者証の再交付手続きを行って下さい。

#### 2. 医療機関窓口で負担する自己負担金の免除について

被災対象者((1)に該当の加入者)について、保険証を提示して受診する際の自己負担額(69才以下3割、就学前児童2割)の免除措置を一定期間実施します。

##### (1) 対象者

今回の災害により(次ページの最後に記載した「災害救助法適用地域」が対象)

①被保険者本人が行方不明または重篤な傷病を負った(入院等)場合

②住家が「全壊」または「半壊」の被害となった場合…床上浸水以上が該当

##### (2) 免除措置の期間


平成30年7月(5~8)日(注)より平成30年10月31日まで。

当初9月30日までとしましたが、厚労省からの通達等に基づき10月末までとします。

(注)市町村毎に発令された災害救助法の適用日


平成30年11月以降の取扱いについては、他の保険者(協会けんぽ、国民健康保険等)の取扱い等も勘案して改めて判断することとします。

(3) 免除証明書の交付

免除の適用を受けるには「一部負担金等免除証明書」が必要となります。  
所定の申請書（別紙 ）で交付手続きをしていただくようお願い致します。  
（手続きには、市町村等が発行する罹災証明書、罹災証明書が添付できない場合は浸水の程度を写した写真の添付等が必要です）

※免除証明書の提示が無い場合は、原則として自己負担金の支払いが必要です。

(4) 一部負担金の還付

(1)の免除の要件に該当していた方が(3)の免除証の交付前までの間等に、一部負担金を支払っていた場合、還付申請（別紙 ）により後日健保から還付をします。  
申請手続きには「領収書」が必要です。紛失などしないようご注意ください。

(5) 除外

次の内容は除外と致します。

- ・入院時食事療養費、入院時生活療養費
- ・柔整、あんま、マッサージ、はり、きゅう等の施術

以 上

【問合せ】

保険業務室 電話 03-3597-3333

災害救助法 適用地域 ※2018年7月9日時点	
高知県	安芸市、香南市、長岡郡本山町、宿毛市、土佐清水市、幡多郡三原村
鳥取県	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
広島県	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西粟倉村、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町
京都府	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
兵庫県	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町、養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町
愛媛県	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
岐阜県	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町